平成２７年（フ）第６３号
埼玉県春日部市新宿新田225番地67、旧住所群馬県高崎市上中居町364番地９　アビタシオン102号
債務者　菊地　俊明
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
埼玉県越谷市大字弥十郎591番地１　第２高崎コーポ202
債務者　鈴木　美幸
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７１号
埼玉県春日部市大沼５丁目31番地　第２エステートシライシ306号、旧住所埼玉県春日部市粕壁7014番地５　清水アパート２号
債務者　平間　克己
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田２丁目６番12号、住民票上の住所埼玉県春日部市栄町３丁目299番地　ナイスピア弐番館202号
債務者　平子　篤
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
埼玉県東松山市殿山町26番地１　殿山ヒルズＡ棟206号
債務者　橋本　和男
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１７号
新潟県長岡市浦瀬町117番地、前住所新潟県長岡市東宮内町4908番地
債務者　関　舞
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
新潟県十日町市沖立2099番地、前住所神奈川県相模原市中央区相生１丁目13番20号　コーポさんよう102
債務者　柄澤　久恵
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第９６号
札幌市手稲区曙４条１丁目４番24号
債務者　澤田　和哉
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４８号
札幌市北区北10条西１丁目１番地１　リビオ札幌702号
債務者　千葉　信久
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３号
秋田県横手市大森町字西野267番地　市営西野団地住宅２号棟303号
債務者　伊藤　陽平
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１０号
秋田県横手市大雄字根田谷地49番地
債務者　齊藤　和子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１２号
秋田県横手市十文字町睦合字川前291番地
債務者　助川　孝太
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１９号
群馬県太田市宝町166番地３　宝町ハイツ103号
債務者　澁澤麻由美
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３４２号
相模原市中央区相模原４丁目４番18―302号
債務者　根本　真司
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３９号
相模原市中央区横山６丁目８番44号　ハイツなかあらい202
債務者　高橋　賢一
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４６号
相模原市中央区弥栄１丁目６番12号　レオパレスラメーラ102
債務者　中野　裕二
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部